

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和3年10月29日

担 当	厚生労働省和歌山労働局	
	労働基準部	
	監督課長	渡邊 和美
	過重労働特別監督監理官	平井 裕弥
	電 話	073 (488) 1150
	F A X	073 (475) 0113

## 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

～ 11月4日（木）にベストプラクティス企業への局長訪問を行います ～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために「過重労働解消キャンペーン」や「過労死等防止対策推進シンポジウム」などの取組を行っています。

キャンペーン期間中は、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を行います。

また、シンポジウムは、過労死等防止対策の重要性について国民の関心と理解を深めていただくことを目的として開催しています。

和歌山労働局（局長 池田 真澄）では、労働局長から使用者団体等に対し、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請」を行うとともに、労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問し、長時間労働削減など「働き方改革」に向けた取組を視察することとしています。

### 1 過重労働相談受付集中週間

10月31日（日）から11月6日（土）を「過重労働相談受付集中週間」とし、労働基準監督署等において、労働相談と労働基準法関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受付します。また、11月6日（土）を、特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 0120-794-713

[実施日時] 11月6日（土）9時00分～17時00分

### 2 ベストプラクティス企業への局長訪問 11月4日（木）14時00分～

労働局長が長時間労働削減など「働き方改革」に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

訪問企業 オカジ紙業株式会社 和歌山工場  
(和歌山市西浜760-6)

内 容 設備更新による生産性向上、製造工程の管理による時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの取組に関する経営者との意見交換・社内視察



※訪問当日の取材につきましては、和歌山労働局監督課（073-488-1150）までご連絡ください。

## 【過重労働解消キャンペーンの詳細】

### 1 キャンペーン期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）

### 2 実施事項

#### (1) 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

#### (2) 労働局長がベストプラクティス企業を訪問します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

訪問企業 オカジ紙業株式会社 和歌山工場  
和歌山市西浜760 - 6 ☎ 073-428-4111  
訪問日時 11月4日（木） 14時00分～

#### (3) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議と連携して、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日 時 12月2日（木） 13時30分～16時00分  
場 所 和歌山ビッグ愛 展示ホール(和歌山市手平2丁目1-2)

#### (4) 労使の主体的な取組を促します

労使等関係9団体※に協力要請（要請内容は別紙のとおり）を行い、長時間労働削減・年次有給休暇取得促進を始めとする「働き方改革」に向けた取組に加え、大企業・親事業者による下請事業者に対する「しわ寄せ」の防止についての取組を、当該団体を通じて県内に周知啓発するほか、説明会・事業場への指導の場などを利用して関係者に対して促します。

※ 協力要請団体：和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、和歌山経済同友会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会（連合和歌山）和歌山県労働基準協会、和歌山県トラック協会、和歌山県社会保険労務士会

#### (5) 電話相談等を実施します

10月31日（日）から11月6日（土）を「過重労働相談受付集中週間」とし、労働基準監督署等において、労働相談と労働基準法関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受付します。

また、11月6日（土）を、特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対応します。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713  
[実施日時] 11月6日（土）9時00分～17時00分

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

#### ア 都道府県労働局または労働基準監督署

(開庁時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

- ・和歌山労働局 総合労働相談コーナー 073-488-1020
- ・和歌山労働基準監督署 (総合労働相談コーナー) 073-407-2203
- ・御坊労働基準監督署 (総合労働相談コーナー) 0738-22-3571
- ・橋本労働基準監督署 (総合労働相談コーナー) 0736-32-1190
- ・田辺労働基準監督署 (総合労働相談コーナー) 0739-22-4694
- ・新宮労働基準監督署 (総合労働相談コーナー) 0735-22-5295

#### イ 労働条件相談ほっとライン (委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

日本語に加え英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語など 13 言語に対応しています。

[フリーダイヤル] <sup>フリーダイヤル</sup> 0120-811-610 <sup>はい！</sup> <sup>ろうどう</sup>

[相談受付時間] 月～金 17時00分～22時00分

土日・祝日 9時00分～21時00分

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

#### ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL] [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

#### (6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(詳細は下記HPから確認ください。)

[URL] <https://kajyu-kaisyuu-lec.com/index.html>

令和3年11月

使用者団体の長 殿

## 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省において、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行を改めるとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次



有給休暇の取得による連休の実現(プラスワン休暇)等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

このため、和歌山労働局においては、

- ① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導や支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、御協力をお願い申し上げます。

和歌山労働局長

令和3年11月

労働者団体の長 殿

## 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省において、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行を改めるとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次

有給休暇の取得による連休の実現(プラスワン休暇)等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業の労使間での協議等を通じて「働き方の見直し」が進むよう、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者の働き方改革等が、適正なコスト負担を伴わないまま、下請等中小事業者に短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、労働組合の立場からも御理解、御協力のほど、併せてお願いいたします。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

このため、和歌山労働局においては、

- ① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導や支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、御協力をお願い申し上げます。

和歌山労働局長

## 01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



## 02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等  
防止対策推進  
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。  
(※無料でどなたでも参加できます。)  
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります  
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

## 03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



目指すゴールは、  
過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)  
小野 伸二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。  
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や  
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け  
ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)  
0120-811-610

月～金 17:00～22:00  
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します!

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからも無料) ※匿名での相談も可

特別労働相談受付日

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン





# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

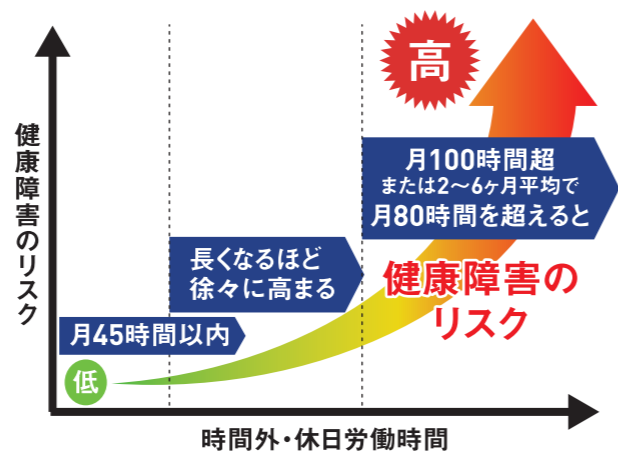


## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、  
労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

### 1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

### 2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

### 3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

### 4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 **0120-794-713**

# 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

## ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)  
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



## ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

## ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ホットライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** はい! ろうどう 月~金 17:00~22:00  
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、  
**過重労働解消のためのセミナー**  
を実施します!





週の労働時間が  
**60時間**を  
超えていませんか？



年次有給休暇の  
**取得**はきちんと  
できていますか？



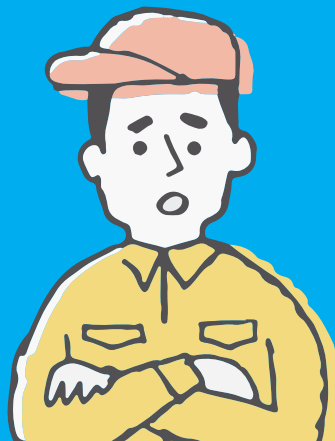
**過労死をゼロにし、**  
健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ



仕事上の  
**不安や悩み**を  
抱えていませんか？



勤務間  
**インターバル制度**を  
ご存知ですか？



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

## ◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

### 労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、  
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



#### 労働条件相談ホットライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》

**0120-811-610** (フリーダイヤル)

《受付時間》平日 / 17:00~22:00

土・日・祝日 / 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

#### 確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やその  
ご家庭向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を  
分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



### ハラスメントに関するご相談は…

#### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/  
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



#### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/  
shozaiannai/roudoukyoku/](http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/)



#### ●職場でのハラスメントにお悩みの方へ

《ハラスメント悩み相談室》

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



《あかるい職場応援団》

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



### 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

#### こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に  
関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》**0120-565-455** (フリーダイヤル)

《受付時間》月・火 / 17:00~22:00

土・日 / 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

《メール相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

《SNS相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>

#### こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタル  
ヘルス対策に取り組む事業者の方、またはご家族に  
向けた支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## ◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

#### 過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



#### 全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



#### 過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料

### 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル  
(月~金 9:00~17:30)

**0120-562-552**



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等 和歌山会場 防止対策推進 シンポジウム

## 過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって  
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。  
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも  
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



日時

2021年

12月2日(木)

13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

和歌山ビッグ愛 展示ホール

(和歌山市手平2丁目1-2)

参加  
無料  
事前申込

基調講演

「コロナ禍における  
働く者の命と健康」

天笠 崇 氏 静岡社会健康医学大学院大学 准教授

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。  
今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。  
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。  
最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで  
QRコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：和歌山県、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



# 和歌山会場

## プログラム

[和歌山労働局からの報告]

[過労当事者の声]

[基調講演]

### 「コロナ禍における働く者の命と健康」

天竺 崇氏

(静岡社会健康医学大学院大学 准教授)

## 天竺 崇氏

静岡社会健康医学大学院大学 准教授



代々木病院精神科医、代々木病院EAPケアシステムズ顧問、働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長、北里大学医学部大学院環境医科学群労働衛生学非常勤講師、(一社)SST普及協会事務局長

【専門領域】

社会健康医学、精神保健学、労働精神医学、精神医学、京都大学(社会健康医学博士)、認定産業医・労働衛生コンサルタント、精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、(一社)SST普及協会認定講師

## 会場のご案内

### 和歌山ビッグ愛 展示ホール

(和歌山市手平2丁目1-2)

- ・JR和歌山駅から徒歩 約15分
- ・JR宮前駅から徒歩 約8分

## 参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員  | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                                |                              |                                |                              |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話: 0120-562-552 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

# 適正なコスト負担を伴わない 短納期発注などはやめましょう。 大企業と下請等中小事業者は共存共栄!

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



**STOP!**  
**しわ寄せ**

**その発注…。  
どこかの職場で「しわ寄せ」を  
生んでいませんか?**

このパンフレットには、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないように配慮する必要があること(労働時間等設定改善法)や、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」、下請代金支払遅延等防止法等に違反のおそれのある不当な行為の事例集(いわゆる「べからず集」)等をまとめています。



事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

**ダメ！短納期発注！！**

労働時間等設定改善法に基づき、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、次のとおり規定されています。

#### **労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）**

（事業主等の責務）

#### **第2条 1～3 （略）**

- 4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

#### **労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）**

#### **2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置**

(1) ～ (3) (略)

#### **(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項**

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合は、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、

**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで**



# 下請振興法の 「振興基準」とは？



## 下請振興法の「振興基準」とは？



親事業者と下請事業者の、**望ましい取引関係**を定めています。

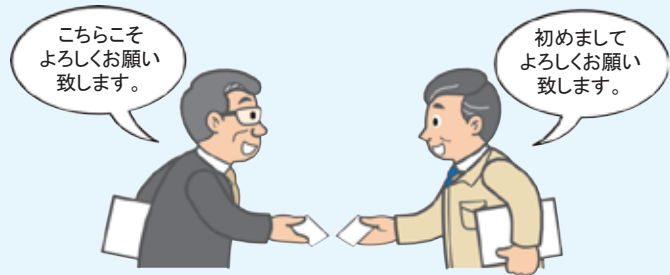


下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う**幅広い取引が対象**となります。

※「振興基準」:下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定。

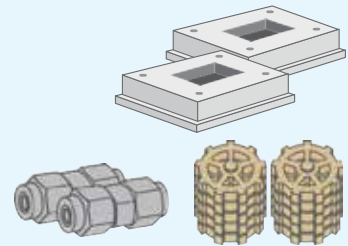
# 1 親事業者と下請事業者は共存共栄！

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



# 2 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮する。**
- 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、**経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。**



# 3 情報化に向けて積極的に対応しましょう！

- 下請事業者は、業務効率化のため、セキュリティ対策をし、**業務の情報化に積極的に取り組んでいくものとする。**
- 親事業者は、**下請事業者の情報化に向けた取組を支援し、自らも情報化への対応に努めるものとする。**

例えば…

- 責任者の配備や企業内システムの改善
- 電子受発注や電子的な決済等の導入



# 4 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、**経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。**

例えば…

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆)等



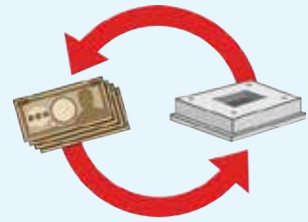
## 5 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、その影響を反映するよう協議する。



## 6 金型・木型などの型取引の適正化に努めましょう！

- 型の製造や型を用いた製品や部品等の製造を委託するときは、**「型取引の適正化推進協議会報告書」**を踏まえ、双方で十分に協議し、下請事業者に不利益が及ばないようにする。
- 「型の取扱いに関する覚書」を利用するなどして**取引条件を明確**にする。
- 型を製造委託したときは、**型の引き渡し前までに代金を一括で支払う**。
- 不要な型は、**速やかに廃棄又は返却し、保管させる場合は、費用を支払う**。



## 7 支払いは現金！手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう！

- 下請代金の支払いは**可能な限り現金にする**。
- 手形などによる場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがないようにする**。
- 手形サイトは**60日以内**とするように努める。
- 大企業は率先して、**大企業間の取引においても手形払いの現金化**などの支払条件の見直しなどを進める。
- 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を**60日以内**に支払う。
- 型を下請事業者が保管する場合、**代金の支払方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める**。



## 8 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう！

- 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- 業界団体は、**サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する**。親事業者はそれに積極的に協力する。

※令和3年8月末時点で、自動車、素形材、機械製造、航空宇宙、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、流通、建材・住宅設備、紙・加工、金属、化学、警備、放送コンテンツ、トラック運送、建設、金融の17業種51団体が自主行動計画を策定・公表。



## 9 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコスト**は親事業者が負担する。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 納期や工期の過度な年度末集中



## 10 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう！

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果たすこと。
- 下請事業者も事業承継計画の策定など、事業継続に向けた計画的な取組を行う。



## 11 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう！

- 自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、連携して事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。

天災等が発生した場合…

- 下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- 親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- 親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。



## 12 知財・ノウハウ等の取引の適正化に努めましょう！

- 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等の取扱いに関して、**下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮**を行うものとする。
- 知的財産の取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」や付属資料「契約書ひな形」に基づいて取引を行う。



取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ

▶ 未来志向型の取引慣行に向けて

検索

〈本件に関する問い合わせ先〉中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669



# 「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

## 01 買ったたき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例① 短納期発注による買ったたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方向的に定めた。

悪いけど、  
発注した製品について、  
代金は変えずに納期を  
早めてもらいたい。

発注者



短納期対応のために  
休日出勤等、追加で  
費用が発生してしまうよ。

受注者



### 事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

もらった製造原価計算  
資料等を分析すると、  
利益率が高いよだから、  
値下げに応じられるはず。

発注者



自分たちの  
努力で  
業務を効率化  
したのに…

受注者



## 02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

予算が  
足りないから、  
いつもと同じ代金で  
よろしく。

発注者



「特急料金」に基づく  
対応をしたのに  
いつもと同じ代金だなんて。

受注者



## 03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



## 04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



## 05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

### 事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

# 取引上の悩み を抱えていませんか？



**下請かけこみ寺** にご相談  
ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



悩んだらここに相談を!

**下請かけこみ寺**

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

☎ 0120-418-618

[受付時間] 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



中小企業庁委託事業

(公財)全国中小企業振興機関協会



## 無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



### 電話相談

電話で相談員がお答えします

下請かけこみ寺 (登録商標)  
0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)

お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



### オンライン相談

オンライン上の対面で  
相談員がお答えします



### 対面相談

対面で相談員がお答えします

## 調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

## 消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら

0120-300-217

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)  
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



## 下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会 ……	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター ……	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター…	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ ……	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター…	017-775-3234	(公財)京都産業21…	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ……	019-631-3822	(公財)大阪産業局 ……	06-6744-1133
(公財)みやぎ産業振興機構 ……	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター…	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター ……	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター…	0742-36-8311
(公財)山形県企業振興公社 ……	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団…	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ……	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構 ……	0857-52-3011
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団 ……	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ……	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団 ……	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構 ……	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構 ……	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社 ……	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団 ……	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター ……	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ……	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社 ……	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ……	087-868-9904
(公財)神奈川県産業振興センター ……	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ……	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構 ……	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター…	088-845-7110
(公財)長野県中小企業振興センター ……	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター…	092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構 ……	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構 ……	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団 ……	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団 ……	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構 ……	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団…	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター ……	058-277-1092	(公財)大分県産業創造機構 ……	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ……	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構 ……	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構 ……	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター ……	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構 ……	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社 ……	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

**下請かけこみ寺**

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの  
取引上の悩み相談をお受けします。

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

# 「しわ寄せ」防止総合対策の概要

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と下請等中小事業者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、**「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

## 総合対策の4つの柱

### ① 関係法令等の周知徹底

- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）における課題の共有と地域での取組の推進
- ・都道府県労働局（以下「労働局」という。）・労働基準監督署（以下「労基署」という。）・働き方改革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的・効果的な取組

### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供

### ③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用

- ・労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度を厳格に運用

### ④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導等及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に指導等を行った事例や不当な行為の事例（いわゆる「べからず集」）の周知・広報の徹底

「しわ寄せ」防止特設サイト

## 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



「しわ寄せ」防止特設サイトから、本パンフレットに掲載している下請振興法に基づく「振興基準」のリーフレット等のほか、公正取引委員会及び中小企業庁が下請法違反に対して指導等を行った事例のリーフレットや、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間のリーフレット、「しわ寄せ」防止のロゴマーク等をダウンロードできます。



しわ寄せ防止  
特設サイト



働きたくなくなる、  
働き方へ。

参加費  
無料

各回定員 約100名  
事前予約制  
(先着順)



キャラクター「たしかめたん」

働き過ぎない社会を目指して

# 過重労働解消のためのセミナー

 オンラインセミナー:55回開催  
※オンラインセミナーとは、インターネット上で行うセミナーです。

 会場開催:5都市で開催  
(札幌・東京・名古屋・大阪・福岡)

詳しくは裏面へ

受講対象者

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー内容

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例
- 陥りがちな違法行為・裁判事例 など

セミナー時間：2時間30分

申込方法

 専用webサイトへ

<https://kajyu-kaisyou-lec.com>

LEC 過重労働解消

検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。  
無断で第三者に提供することはありません。



QRコードからも  
ご覧いただけます

お問い合わせは **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消のためのセミナー事務局 担当 市川・岸

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL: 03-5913-6085 (平日10時~17時) FAX: 03-5913-6409  
E-Mail: [kajyu-seminar@lec.co.jp](mailto:kajyu-seminar@lec.co.jp) 専用HP: <https://kajyu-kaisyou-lec.com>



# 令和3年度 厚生労働省委託事業 「過重労働解消のためのセミナー」



## オンラインセミナー開催 日程

[開催時間] AM開催 9:30~12:00 PM開催 13:30~16:00

9月

September

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 PM開催	2 PM開催	3 PM開催	4
5 PM開催	6 AM開催	7 PM開催	8 AM開催	9 PM開催	10 PM開催	11
12	13	14 AM開催	15 PM開催	16 AM開催	17 PM開催	18
19	20	21	22 AM開催	23	24	25
26	27 PM開催	28 AM開催	29 PM開催	30 PM開催	1	2

10月

October

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1 AM開催	2
3	4	5 AM開催	6 PM開催	7 AM開催	8 PM開催	9
10	11	12	13 PM開催	14 AM開催	15 PM開催	16
17	18 PM開催	19 AM開催	20 PM開催	21 AM開催	22 PM開催	23
24/31	25	26 AM開催	27 PM開催	28 AM開催	29 PM開催	30

11月

November

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2 AM開催	3	4	5 PM開催	6
7 PM開催	8 AM開催	9 PM開催	10 AM開催	11 PM開催	12 PM開催	13
14	15	16 AM開催	17 PM開催	18 AM開催	19	20
21	22	23	24	25 AM開催	26	27
28	29 PM開催	30 AM開催	1	2	3	4

12月

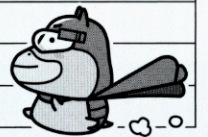
December

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 PM開催	2 AM開催	3	4
5	6 PM開催	7 AM開催	8 PM開催	9 AM開催	10	11
12	13 PM開催	14 AM開催	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

- 申込受付後、メールでウェブ会議システムZoomのURLを送付させていただきます。

## 会場開催 日程

開催日	開催都市名		会場
11月19日(金) 13:30~16:00	大阪府	大阪市	大阪市立住まい情報センター
11月26日(金) 13:30~16:00	福岡県	福岡市	天神クリスタルビル
12月 3日(金) 13:30~16:00	北海道	札幌市	札幌国際ビル
12月10日(金) 13:30~16:00	愛知県	名古屋市	ウィンクあいち
12月15日(水) 13:30~16:00	東京都	中央区	東京証券会館



- 新型コロナウイルス感染防止のため、各会場ごとで参加人数を制限させていただきますので、ご了承ください。

「過重労働解消のためのセミナー」参加のお申込は

専用webサイトへ

<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

LEC 過重労働解消

検索



QRコードからも  
ご覧いただけます

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。  
無断で第三者に提供することはありません。